

2月の乳幼児健康診査

問子ども支援課☎(632)2388

各健康診査とも対象の子どもにお知らせを送付します。対象の月末になってもお知らせが届かない場合は、ご連絡ください。

■ 4カ月児・10カ月児の乳児健康診査 ☎1004363

▼受診方法 生後2カ月、9カ月時に送付するお知らせをご覧の上、指定の医療機関で受診してください。

■ 2歳5カ月児歯科健康診査 ☎1004368

▼受付時間 午後1時～2時30分。

期日	会場	対象
3日(火)		
10日(火)		
20日(金)	市保健センター (トナリエ宇都宮9階)	令和5年 9月生まれ
26日(木)		
27日(金)		

▼受診方法 2歳3カ月になる月の上旬に送付するお知らせをご覧の上、当日、直接、会場へ。

■ 1歳6カ月児・3歳児の幼児健康診査 予約制

▼受付時間 午後1時～2時30分。☎1004364 ☎1004365

会場	健康診査名	1歳6カ月児	3歳児
	対象	令和6年7月生まれ	令和5年1月生まれ
東市民活動センター	25日(水)	17日(火)	
市保健センター	5日(木)	19日(木)	
平石区	13日(金)		
横川区	6日(金)	26日(木)	
城山区	19日(木)	27日(金)	
姿川区	4日(水)	25日(水)	
雀宮区	3日(火)	6日(金)	
河内区	17日(火)	10日(火)	
	18日(水)	13日(金)	

▼受診方法 1歳6カ月、3歳0カ月になる月の上旬にお知らせを送付しますので、宮っこ子育てアプリ「母子モ」をダウンロードの上、ご予約ください。



▼持ち物 母子健康手帳、バスタオルなど。

子どもの定期予防接種

☎1004383

問保健予防課☎(626)1114

市内に住民登録があり、右の表の対象年齢の範囲内であれば無料で予防接種を受けることができます。

- ※1 初回接種は生後2カ月～14週6日まで。1～3回目の接種間隔は27日以上間隔を空けて接種します（3回目はロタテック5価のみ）。
- ※2 1・2回目の接種間隔は27日以上、3回目は1回目終了後、139日以上の間隔を空けて接種します。
- ※3 接種開始年齢によって接種回数・間隔が異なります。詳しくは、保健予防課へお問い合わせください。
- ※4 1～3回目の接種間隔は20日以上、4回目は3回目終了後6カ月以上の間隔を空けて接種します。
- ※5 6カ月以上12カ月未満の間隔を空けて2回接種します。
- ※6 原則、麻しん風しん混合を接種し、麻しんと風しんをそれぞれ単独で接種する必要はありません。
- ※7 1・2回目の接種間隔は、1週間以上4週間未満、3回目は2回目終了後、約1年後に接種します。



▲市HP

予防接種	対象年齢 (標準的接種年齢)	1月から新たに標準的接種年齢となる子ども	接種回数
ロタウイルス (ロタリックス1価) (※1)	生後6週以上24週未満 (初回接種は生後2カ月から14週6日まで)		2
ロタウイルス (ロタテック5価) (※1)	生後6週以上32週未満 (初回接種は生後2カ月から14週6日まで)		3
B型肝炎 (※2)	生後2カ月以上1歳未満 (生後2カ月以上9カ月未満)	令和7年11月生まれで 満2カ月になった日から	3
小児用 肺炎球菌 (※3)	生後2カ月以上5歳未満 (生後2カ月以上7カ月未満)		1～4
五種混合 (※4)	1期 生後2カ月以上7歳6カ月未満 (生後2カ月以上7カ月未満)		4
二種混合 2期	11歳以上13歳未満 (11歳)	平成27年1月生まれ で誕生日から	1
B C G	1歳未満 (生後5カ月以上8カ月未満)	令和7年8月生まれで 満5カ月になった日から	1
水痘 (※5)	生後12カ月以上36カ月未満 (生後12カ月以上15カ月未満)	令和7年1月生まれで 誕生日から	2
麻しん 風しん混合 または 麻しんと 風しん (※6)	1期 生後12カ月以上24カ月未満		1
	2期 小学校に入学する前の年度の4月1日～3月31日 (年長児)。平成31年4月2日～令和2年4月1日生まれ		1
日本脳炎 (※7)	1期 生後6カ月以上7歳6カ月未満 (3歳)	令和5年1月生まれで 誕生日から	3
	2期 9歳以上13歳未満 (9歳)	平成29年1月生まれ で誕生日から	1
	特例 平成19年4月1日までに生まれた子で、全4回の接種が未完了の場合は、20歳未満の間		残り回数
子宮頸がん (※8)	経過措置 小学6年生から高校1年生に相当する年齢の女子 (中学1年生相当)。令和7年度においては、平成21年4月2日から平成26年4月1日までに生まれた人		2～3
	平成9年4月2日から平成21年4月1日までに 生まれた女子で、令和4年4月1日から令和7年 3月31日の間に子宮頸がん予防接種を1回以上 接種している人は、令和8年3月31日までの間		残り回数